

がんばるオンナノコを応援します

ピヨピヨ

- 2012年版 -

広告掲載基準／広告表記・表現規定のガイドライン

◆目次

- | | |
|----------------------------------|------|
| 1. 広告掲載基準の見解 | P.2 |
| 掲載可の店舗・法人 | |
| 掲載不可な店舗 | |
| 掲載可能な業種・届出に関して | |
| 2. 給与関連の表記に関する掲載規定 | P.4 |
| 給与表記について | |
| バック給与表記について | |
| 収入例の表記について | |
| 3. 求人・募集・雇用に関する掲載規定 | P.6 |
| 募集年齢の表記について | |
| 求人広告内の表記 | |
| 4. 文字表現の規定 | P.7 |
| 文面のそのまま引用・盗用について | |
| 著名人・企業名・ブランド名等の掲載について | |
| 比較表現について | |
| 差別表現について | |
| 職業の表記について | |
| 禁止語句について | |
| 5. 画像（写真・イラスト・ロゴ等）掲載の可否 | P.10 |
| 画像の無断転載・複製及び盗用について | |
| 肖像権・著作権法に抵触する画像について | |
| その他諸法規及び公序良俗に抵触する画像掲載について | |
| ◆掲載文言の字数規定・画像サイズ&容量規定 | P.11 |
| 求人詳細ページ・ジョシクルバナー等の文字・画像サイズについて | |
| ◆画像掲載箇所一覧 | P.12 |
| 求人詳細ページ・ジョシクルバナー等の画像の掲載箇所について | |

1. 広告掲載基準の見解

◆ 掲載可の店舗・法人

原則として、（性）風俗営業店である場合、適切な（性）風俗営業開始届出を提出している店舗であること。また、各種諸法規及び公序良俗に抵触しないと判断された店舗・法人のみとします。

◆ 掲載不可な店舗

※掲載可の店舗の条件に反すると判断された店舗。

- ① 適切な（性）風俗営業開始届出を提出していない店舗
- ② 従業員に売春を斡旋している店舗・法人
- ③ 未成年の雇用を容認・黙認している店舗・法人
- ④ 不法就労の外国人を雇用している店舗・法人
- ⑤ 暴利・暴力店と思われる店舗・法人
- ⑥ その他諸法規及び公序良俗に抵触する店舗・法人

※その他、一連の媒体規定に従わない店舗・法人も掲載不可とします。

◆ 掲載可能な業種・届出に関して

掲載開始前に、必ず必要書類（若しくはその写し）の提出をお願いします。必要な書類に関しては下記をご参照下さい。

掲載可能な業種	掲載に必要な届出等の種類
ソーランド・ファッションヘルス・ホテルヘルス デリバリーヘルス・エステ・イメージヘルス・SMクラブ M性感・オナクラ・ハンドヘルス その他媒体側が性風俗関連営業の届出が必要と判断した業種	性風俗関連特殊営業届出書
サロン・セクシーキャバクラ・2ショットキャバクラ・キャバクラ	風俗営業許可証
テレフォンレディ	（無）店舗型電話異性紹介営業届出書
プロダクション・芸能事務所	会社登記簿謄本
ネットオークション・リサイクルショップ・その他中古品取扱い営業	古物商（古物市場主）
掲載不可な業種	
※デートクラブ、交際倶楽部 ※出会い喫茶 ※関西エリア内のサロン ※ライブチャット（現在掲載中の求人は、掲載中止したら再掲載は不可） ※個人事業主・個人事業の開廃業等届出手続きを行っていない個人の場合	

◆デートクラブ、及び交際倶楽部等の取扱いについて

所謂「デートクラブ」や「交際倶楽部」に関しては、各都道府県条例により基準が異なる為、掲載管理上の問題により、原則的に掲載不可とします。

◆出会い喫茶の取扱いについて

所謂「出会い喫茶」に関しては、原則的に掲載不可とします。

◆サロンの取扱いについて

原則、必要な「風俗営業」の許可証があれば掲載可とする。

但し、関西エリア（大阪府・京都府・奈良県・兵庫県・滋賀県・和歌山県・三重県）に関しては、例外として掲載不可とする。

◆ライブチャットの取扱いについて

映像送信型風俗特殊営業の届出済みである法人であっても、原則的に掲載を不可とします。

尚、現状掲載されている法人については掲載中止となった場合、再度掲載することは出来ません。（猶予期間措置）

◆芸能事務所・プロダクション等、届出の義務のない業種・業態について

原則として、運営者が法人であることに限り掲載可とし、掲載する場合「会社登記謄本」の写しが必要になります。個人事業主や、個人事業の開廃業等届出を行っていない個人の場合に関しては掲載を不可とします。

2. 給与関連の表記に関する掲載規定

		テキスト	画像
時給	×	5001円～／小6枚～（大0.6枚～）	5001円～
	○	～5000円／～小5枚（～大0.5枚）	～5000円／小6枚～（大0.6枚～）
日給	×	35001円～／大3.6枚～	35001円～
	○	～35000円／～大3.5枚	～35000円／大3.6枚～
月給	×	80万1円～／大81枚～	80万1円～
	○	～80万円	～80万円／大81枚～
バック	×	具体的な金額・枚数での表記	具体的な金額
	○	バック率	バック率／具体的な枚数での表記
保証		時給・日給・月給の規定に準ずる	
給与全般		「以上」「+α」「可能（可）」を付けるのは可。画像のみ大・小表記での表現が可 「保証」「確実」「稼げます」などの表現は規定金額内であれば掲載可とします。	
収入例	×	例／月給平均100万円稼げます。	
	○	例／在籍Aさんの実際の収入例：15日勤務・1日平均6時間・遅番で日給4.5万円	

◆給与表記について

（性）風俗営業の店舗に関して、以下の基準内での表記となります。

- ① テキスト表記において、「時給5000円・日給35,000円・月給80万円」を給与表記の上限金額とします。「大・小〇〇枚」表現であっても同様とします。
- ② 「1日体験」「日給保証」の給与（給与保証）の上限表記も日給の規定の「35,000円」とします。
- ③ 「保証」「確実」「稼げます」などの表現は上記給与表記の上限金額以内であれば掲載可とします。

※但し非現実的と思われる金額や、ユーザークレーム等による虚偽表現の可能性がある場合は、事実確認後に掲載不可とする場合があります。

◆バック給与表記について

全ての業種において、「バック率80%」等の「バック率」の表記は可とします。

- ・テキスト表記において具体的な金額又は具体的な枚数の表記は不可とします。
- ・画像内表記に関しては「大・小〇〇枚」表現であれば可とします。

バック給与の表記は、雑費・厚生費等のバック給与から引かれるものがある場合、必ず明記してください。

尚、バック給与から、雑費・厚生費等が引かれない場合や、バック給与から引かれる金額を明記しない場合は、必ず「手取り金額」である事を明記してください。

◆収入例の表記について

全ての業種において、「実際の収入例」として事実に基づく表現は可とします。

但し、「収入例」という表記を必ず明記し、具体的な「日数・勤務時間・勤務時間帯」等を必ず明記することとする。

3. 求人・募集・雇用に関する掲載規定

◆ 募集年齢の表記について

※2007年6月に成立・公布された改正「雇用対策法」により、労働者の募集・採用に関わる年齢制限の禁止を鑑み、以下の項目を厳守します。

不可×	35歳まで	25歳以上	18歳～35歳まで	25歳～35歳まで	年齢不問
対処○	「18歳以上」表記へ統一（ソープ業種は「20歳以上」）				

「35歳迄」や「25歳以上」等のいった上限・下限の記載を不可とする。

尚、下限については例外事由の2号「労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合」に該当する「18歳以上」という表記についてのみ可、それ以外の表記は不可とする。但し、各都道府県条令で業種により「20歳以上」となる場合はこの限りではないが、「年齢不問」などの表現は不可とする。

◆ 求人広告内の表記

求人広告内に於いて、年齢制限雇用表現と受け取れる、又は年齢を制限して募集している表現は禁止とする。

不可×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20代前半の女の子のみ在籍 ・ 20代～40代の人妻さんを厳選採用 ・ 資格：18～35歳
可○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30代の方歓迎 ・ 40代の方優遇 ・ 30代の方、多く在籍 ・ 20歳からで元気で明るい方募集 ・ 若くて活気がある～、若い方が中心～ ・ 店名に年齢制限がある場合 例：「恋人は30代」

例① 「20代前半の女の子のみ在籍」 → 限定して採用していると受け取れる為、掲載不可。

例② 「20代～40代の人妻さんを厳選採用」 → 年齢制限雇用表現なので、掲載不可。

例③ 「資格18歳～35歳」 → 上限を設定しているので、掲載不可。

例④ 「30代の方歓迎」「40代の方優遇」 → 限定年代以外の方は採用しない訳ではないので、掲載可。

例⑤ 「30代の方、多く在籍」 → 事実内容なので、掲載可。

例⑥ 「20歳からで元気で明るい方募集」 → 原則掲載可。但し、下限の表現については、業種・地域の条令等により、規制内容が異なる為、注意が必要。

例⑦ 「若くて活気がある～」「若い方が中心～」 → 事実内容なので、掲載可。

例⑧ 店名に年齢・年代を表記する場合は、その店名で届出が受理されており、雇用に関する表記が無ければ掲載可。

4. 文字表現の規定

※著作権法・公序良俗を鑑み、以下の項目を厳守します。

※その他、媒体が公序良俗に反すると判断した語句の掲載も不可となります。

不可×	可○（置き換え例）
歌詞／小説等の文面／映画・TVドラマ等の脚本（の台詞）	特定出来ない（抽象的な）文章は可
著名人／企業名／ブランド名等	木村○哉／パナソ○ック／イ★ーヨー＃ドーナ○ス b／堀○学園 等の伏字 （MAPの目印、イベント、コンパニオンのプロフィール内は伏字でなくてもOK）
民族・人種・国家／思想・宗教／心身障害 身体的特徴／性別・性格・気質／職業	無（掲載不可）
警察官、婦人警官、婦警	ミニスカポリス、婦○○官
No.1／ナンバー1／東京1／人気 No.1	No.1 宣言 等
随一／唯一／至高／ピカイチ 当店だけ／どこよりも＝他所よりも	無（掲載不可）
最高／最大／最速／最強／最高峰／最大手	最高級／最大級／最速宣言／最強レベル／大手 等
最安値	最安値に挑戦
業界初／地域初／エリア初／元祖 未だかつてない	新しい試み／斬新な／新鮮な／老舗の 等
最先端	話題の 等
他店を凌ぐ／他店の追随を許さない	他を凌ぐ／他の追随を許さない 等
○○店より安い／☆☆店よりハイレベル	無（掲載不可）
○○（業種）より稼げます	○○（業種）並に稼げます
風俗じゃない！／風俗はダメな方はどうぞ （※風俗営業届出の店の場合のみ）	無（掲載不可）
指入れ／口内発射／AF／素又	ハードサービス
本番なし	違法行為なし
手コキ	手のサービス・手だけ・ハンドサービス
フェラ	フ○ラ
オナニー	オ○ニー
コンドーム・スキン・ゴム	衛生器具
アナル	ア○ル
大人のお付き合い	無（掲載不可）

◆文面のそのまま引用・盗用について

あらゆる著作権を持つ文面をそのまま掲載することは不可とします。

但し、それと特定できない(抽象的な)文章に関しては、範疇外とします。

◆著名人・企業名・ブランド名等の掲載について

必然性なく特定の個人名や団体名等をそのまま掲載することは不可とします。

但し、伏せ字での表記はその範疇外として掲載可とします。

MAP等、店舗へアクセスするための目印として、またイベント等の条件として企業(店舗)名等を掲載する事は、伏せ字無しでも可とします。

◆比較表現について

広告主が特典または不特定多数の競合店舗を、誹謗中傷する表現は不可とします。

同様に優位性・劣位性を指す表現も根拠の明示が困難なため不可とします。

・ No.1 / ナンバー1 / 東京1 / 人気 No.1

・ 随一 / 唯一 / 至高 / ピカイチ / ~は当店だけ / どこよりも~ / 他所よりも

※掲載不可の理由 → 実証されていない、又は実証され得ない事項を挙げて比較するものとして例示に挙げられる為。

・ 最高 / 最大 / 最速 / 最強 / 最高峰

※掲載不可の理由 → 何を持って「最」とするか個人によって違いがあり、根拠が曖昧な為。

・ 最安値

※掲載不可の理由 → 変動するものなので、広告掲載期間中、常に最安値である保証がない為。

・ 業界初 / 地域初 / エリア初 / 元祖 / 未だかつてない

・ 最先端

※掲載不可の理由 → 実証されていない、又は実証され得ない事項を挙げて比較するものとして例示に挙げられる為。

・ 他店を凌ぐ / 他店の追随を許さない

・ ○○店より安い / ☆☆店よりハイレベル

・ ○○業種より稼げます

※掲載不可の理由 → 不特定多数の競合店に対し、不当に優位性・劣位性を示す表現である。且つ、実証されていない、又は実証され得ない事項を挙げて比較するものとして例示に挙げられる為。

・ 「風俗じゃない」「風俗ダメな方はどうぞ」

※掲載不可の理由 → 虚偽表現により事実誤認を与えるものである為。届出業種として風俗店に該当する場合は掲載不可。実際に風俗ではない場合は掲載可とする

◆補足

以下の用語は掲載可とする。

「究極」「屈指」「最高水準」

ハッキリとした対象を持つ比較表現ではなく、多くの中で主体的なレベルを表す表現であるため。

◆差別表現について

あらゆる差別表現で特定（不特定）の個人（団体）を誹謗中傷する表現は不可とします。

◆職業の表記について

各種法律・条例において、又は正式な呼称が変更されている職業名については、いわゆる社会一般に通用する“愛称”として考え、以前の名称についても掲載を可とする。
又、「警察官」「婦人警官」「婦警」に関しては不可とす（伏せ字掲載は可）。
但し、「ミニスカポリス」等の愛称は掲載可とする。

◆禁止語句について

あからさまな表現は控え、以下の語句は極力使用しない。
掲載の場合は、「置き換え例」に従い、掲載可とする。

5. 画像（写真・イラスト・ロゴ等）掲載の可否

※肖像権・著作権法等を鑑み、以下の項目を厳守します。

不可×	<ul style="list-style-type: none">・他メディア・媒体から無断転載した画像・無断盗用の疑いのある画像・商標・画像模倣の疑いのある画像・著名人／特定ブランド商品／映画・アニメ・漫画のキャラクターやロゴマーク画像・18歳未満と思われる写真・アダルト画像に類する画像
可○	<ul style="list-style-type: none">・何らかの団体の制服に似せたコスチュームの画像掲載は可（※説明するコメント（文章）は伏字を原則とする）・イベントやお知らせでの商品の画像の掲載は可

◆画像の無断転載・複製及び盗用について

あらゆるメディア・他媒体からの画像を無断で掲載することは一切不可とします。

又、無断盗用の疑い、商標・画像模倣の疑いの見受けられるものも同様とします。

尚、それらの画像に加工を施す等の作業は一切請け負いません。

◆肖像権・著作権法に抵触する画像について

特定の人物・商品・作品等の画像の掲載は不可とします。

在籍女性のコスチュームで、何らかの団体（企業・法人）の制服に似せた衣類を掲載することは可（盗品は当然不可）としますが、それを説明するコメント（文章）は伏字を原則とします。

◆その他諸法規及び公序良俗に抵触する画像掲載について

各種法律及び条例、または公序良俗に抵触する画像の掲載は不可とします。

上記の判断基準が曖昧になりがちですが、媒体サイドの審査に従って頂きます。

又、紙幣等の画像は極端にリアルなものでない限り、掲載可とします。

※その他、媒体が定めた規格外のサイズの画像の掲載も不可となります

◆掲載文言の字数規定・画像サイズ&容量規定

※掲載文言の字数規定

掲載文言	規定文字数
① キャッチコピー	35 文字
② 店名	20 文字
③ 応募資格／職種／給与／出勤日／出勤時間	各項目 30 文字
④ その他待遇	100 文字
⑤ お店コメント	200 文字
⑥ 最先端	話題の 等
⑦ 店舗詳細ページ小画像用キャプション	各項目 70 文字
⑧ ジョシクルバナーテキスト PC 版	12 文字
⑨ ジョシクルバナーテキスト モバイル版	10 文字 × 2 行

※画像サイズ規定

掲載画像	規定サイズ	規定容量	アニメGIF
① 店舗大画像	830px × 300px	200KB 以内	×
② PC版検索結果画像・モバイル版店舗大画像	230px × 83px	8KB 以内	×
③ モバイル版検索結果画像	80px × 38px	2KB 以内	×
④ 店舗詳細ページ小画像 PC版	265px × 155px	20KB 以内	×
⑤ 店舗詳細ページ小画像 モバイル版	140px × 82px	8KB 以内	×
⑥ ジョシクルバナー 大	570px × 235px	150KB 以内	×
⑦ ジョシクルバナー 小	150px × 40px	30KB 以内	○

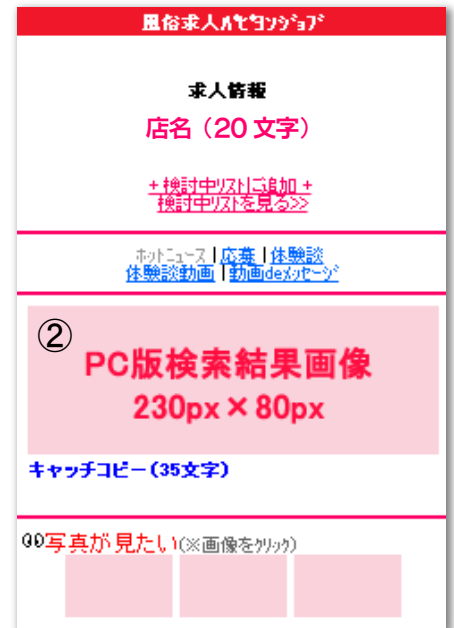
※別紙「画像掲載箇所一覧」にて掲載箇所を御確認下さい

◆画像掲載箇所一覧

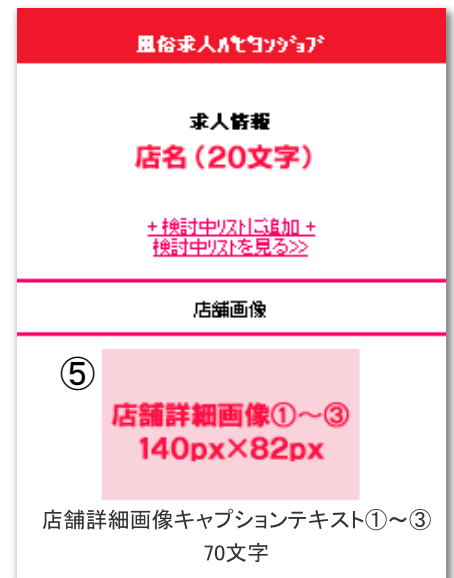
※PC版求人詳細ページ



※モバイル版求人詳細ページ



※モバイル版店舗詳細画像



※PC版検索結果



※PC版トップページ (ジョシクルバナー)



※モバイル版検索結果

